

第24期 軽井沢町農業委員会 第20回 総会議事録

発言者	内 容
<p>青木事務局長</p> <p>市村初仁会長</p> <p>佐藤農林振興係長</p>	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第20回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。なお、本日、急遽ではございますが、佐藤農林振興係長より一点、皆様にご説明したい案件がございますので、会長挨拶後に町側の報告を行います。</p> <p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。先月同様に現在も長野県は新型コロナウイルス感染拡大により国の蔓延防止措置が継続されております。本日の総会も農業委員のみのご出席とさせていただき、推進委員の皆様は欠席ですが、別途総会資料を配布してございます。</p> <p>2月に入りまして、低気圧の影響もあり例年より降雪が多いのですが、徐々に町内では農作業を開始している状況であります。</p> <p>さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。最適化推進活動については、国の方針が示されつつあり、最適化活動の目標数値を3月末までに設定する予定であります。お手元に現段階で判明している内容の資料を配布してございます。具体的な内容については改めて皆さまにご提示いたしますが、設定した目標についての活動は4月から実施となりますことをご報告いたします。本日は土屋代理、岡沢補佐、は欠席の為、それぞれの報告はございません。</p> <p>貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。お手元に市町村長様という文書を配布いたしましたのでそちらをご覧ください。こちらの資料は長野県の農政部より連絡がありました。令和3年度オーガニックアカデミーの開催となっております。趣旨といたしましては長野県における有機農業の取り組みを更に拡大させる為、県内で有機農業での経営を目指す意欲ある新規就農者を対象に有機農業に関する知識、栽培技術や有機JASに関する研修内容となっております。時間は短いのですが、多くの関心を持たれている方ですとか、そういった方がいらっしゃいましたら農業委員の皆様から周知のほうもご協力いただいでですね、いろいろな方に周知をお願いいたします。開催方法はオンラインミーティングで開催される予定となっております。募集回線は毎回70回線となっております、日時等は中断に書いてありますけれども全5回となっております。各内容はスケジュール表がついていますのでご覧ください。受講料は無料となっております。各回の申し込み期限ですが、各回の2日前までとなっております。長野電子サービスで申請を行っていただき、こちらに2次元バーコードがありますので、スマホ等で読み取ってください。最後に新型コロナウイルス関連により日程が変更となる</p>



市村初仁議長	<p>__日付長野県指令__佐農第__号の____で、許可となっております。  ②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p>
委員	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。  事業報告について、質問等はございませんか。</p>
市村初仁議長	<p>なし</p>
青木事務局長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。  事務局より説明願います。</p>
	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから11ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____で、_____を_____するものでございます。場所でございますが、補足資料2ページに位置図がございますが、_____の_____の_____を_____ほどし、_____を_____となります。</p> <p>_____には_____の_____がございますが、その_____に_____しております。_____の_____ですが、_____に伴う_____に_____として_____ものでございます。_____は_____となります。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。  ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____、_____となつています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p>

	<p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、（農地法第5条第2項第5号）の_____となります。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号4番の佐藤寛治が議案第1号番号1について補足説明します。_____に_____と、岩井委員、成田委員、私で_____。</p> <p>場所は事務局の通りでございます。_____は以前に_____に_____を_____です。_____、_____の_____です。_____に_____、_____をして_____します。_____はございません。_____もありますが、_____をして_____をすることです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1について意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2についてご説明します。次第4ページ、補足資料12ページから22ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある、_____、_____です。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____の_____</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料 14 ページに位置図がございますが、_____から_____を_____して_____を通過した_____の_____に_____しております。</p> <p>_____の目的ですが、_____は、_____、_____、_____には_____であることや、_____にも_____、_____をし_____するものでございます。</p> <p>町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の資力・信用については、_____が_____、_____が、_____、_____が_____となっています。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____でございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みもでございますが、計画図等を見る限り問題ございません。次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議案第 1 号番号 2 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 1 号番号 2 について担当委員より説明願います。</p> <p>本案件につきまして議席番号 1 3 の岩井が説明します。_____に成田推進委員、_____、私の_____で_____をしました。_____は_____のとおりでございます。_____の_____は_____になっておりますが_____はされております。_____があります。_____から_____にかけ、_____がありますので_____して_____だそうです。_____して_____がありますが_____、_____しておりません。_____によりますといずれ_____、_____の_____があるということです。_____の_____は_____があったそうですが、_____になっており、_____は_____の_____だったそうです。_____されている_____も_____、_____が</p>
-------------------------	--

	<p>_____で、_____ということもあり、_____につきまして_____はいと_____。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併わせて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願ひします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひします。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に、議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願ひします。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第4ページ、補足資料23ページから31ページ、をお願ひします。_____でございます。_____は_____に_____のある、_____、_____です。_____は_____に_____のある、_____、_____。_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料24ページに位置図がございますが、_____の_____に_____、_____にある_____を_____を_____、_____に_____を_____に_____しています。_____の_____ですが、_____の_____と_____の_____は_____の_____となります。_____が_____で_____を_____する為、_____を_____いたところ、_____の_____の_____が_____する_____を_____ことができること_____、_____を_____するものでございます。町の用途地域区分_____で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円となっております。資金の調達方法ですが、_____の_____となり、_____が_____されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。</p>

	<p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みは該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。</p>
担当委員	<p>委員番号2番の依田美和子が議案第1号番号3についてを説明いたします。場所はさきほど事務局説明の通りです。申請地ですが、_____として_____いましたが、_____は_____を_____おりました。_____を_____に_____は_____じ、_____が_____する_____があった為、_____に_____とのことです。_____である_____は_____、_____の_____されていて、_____でもあります。_____の_____の_____は_____の_____で_____が_____、_____されています。_____は_____があり、_____で_____されている_____がありますが、_____らの_____や_____を_____しても、_____の_____はないと_____いたします。井出推進委員とも協議し、特に問題ないといたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>

	<p>次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第6頁から8項、をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。3月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、5,697㎡、内訳は、畑5,697㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第2号、軽井沢町農用地利用集積計画の3月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画3月公告分について軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、(2)支援センター関係、はそれぞれの担当者が欠席の為、報告等は省略し、(3)の町側はさきほどの佐藤農林振興係長の報告の通りでございます。(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>6. そのた事項 次第9ページをお開きください。</p> <p>(4) 事務局関係について</p> <p>ア 農業者等との意見交換会の結果について</p> <p>令和4年1月28日(金)総会後に開催予定としていたが新型コロナウイルス感染拡大を懸念し中止し、書面会議としましたが、参加予定者の方からの意見、要望書を取りまとめましたので、配布します。</p> <p>イ 令和3年度農業者年金加入推進記録簿の提出について</p> <p>事務局への提出期限：令和4年2月25日(金)まで</p> <p>農業者年金加入推進部長(農業委員長)は令和4年2月18日(金)までに提出</p> <p>ウ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○農業委員会3月役員会</p> <p>令和4年3月16日(水) 13時30分から 場所 役場2階 第5会議室</p>



<p>市村初仁議長 委員 市村初仁議長 委員 市村初仁議長</p>	<p>○軽井沢町農業者年金推進協議会理事会(予定) 令和4年3月25日(金) 13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会第21回総会(予定) 令和4年3月25日(金)15時00分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会4月役員会 令和4年4月18日(月) 13時30分から 場所 第5会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会第22回総会(予定) 令和4年4月28日(木) 13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町農業者年金推進協議会総会(予定) 令和4年4月28日(木) 16時30分から 会場未定 親睦会未定</p> <p>○軽井沢町農業委員会5月役員会 令和4年5月16日(月) 13時30分から 場所 役場2階 第5会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会第23回総会(予定) 令和4年5月27日(金) 13時30分から 場所 未定</p> <p>エ、配布資料等について</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表(令和4年2月1日現在)、目標部数74部に對しまして現在72部加入でございます。目標を下回っておりますので、引き続き、未加入者への加入推進のご協力をお願いいたします。</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和4年2月15日現在の情報でございます。「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開され、当町では一人加入して目標が達成されましたが、引き続きまして委員の皆様のご活動をお願いいたします。ま</p> <p>○農業委員会による最適化活動の推進等について さきほど会長挨拶でも申し上げましたが、国より農地集約、遊休農地解消等の最適化活動に関しまして、活動内容に目標値を設定して令和4年4月よりその目標を達成するような内容に変更されます。別紙をご覧いただきたいのですが、現時点で判明している内容でございます。成果目標、活動目標等が記載されておりますが、主には現地を見回る推進委員さんが活動の主体になるようになりますが、当町は農業委員、推進委員が一体となっておりますので、委員の皆様にも周知いたします。具体的な内容については3月の総会時に再度、目標値をご報告いたします。</p> <p>○農地の賃借料について 令和3年1月1日から令和3年12月31日分までの賃借料の平均値を算出いたしました。これを基に今後の賃借料の目安をホームページ及び広報にて周知していく予定でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。</p> <p>なし</p> <p>他に全体を通して何かございますでしょうか。</p> <p>なし</p> <p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第20回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p>
---	--

	閉会 14時20分
--	-----------